

消費生活 相談

リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意！ ～身の回りの製品にも使用されています～

【問い合わせ】消費生活センター（東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内） ☎287-0858

近年、列車内でのモバイルバッテリーやスマートフォンの発火事故が相次いでいます。こうした発火事故の原因の一つとして、製品に使用されているリチウムイオン電池が関係している場合があります。



リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンのほか、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、携帯用扇風機など、日常生活で身に着けたり、持ち歩いたりする多くの製品に使用されており、私たちの生活に欠かせないものとなっています。しかし、強い衝撃や圧力、熱に弱い特性があるため、製品の使い方を誤ると、発火事故につながる危険性があります。また、リチウムイオン電池使用製品を他のごみと一緒に廃棄することが、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因になっていることがあり、全国的な問題となっています。

安心して使用するために、正しい使用方法や廃棄方法を確認しましょう。



事 故 事 例

【事例1】4年前に購入したワイヤレスイヤホンが充電後に発火し、かばんと一緒に入っていた水筒などを焦がした。

【事例2】スマートウォッチを腕に着けたまま寝ていたら突然発火し、腕にやけどを負い、シーツが焦げた。



事故を防ぐために

- ▼強い衝撃や圧力を加えないようにしましょう。
- ▼高温になる場所での使用・保管はやめましょう。
- ▼異常を感じたら、使用を中止しましょう。
- ▼公共交通機関では、持ち込みルールを守りましょう。

リチウムイオン電池使用製品の捨て方

取り外せる場合…絶縁して、直接清掃センターに持ち込んでください。

取り外せない場合…不燃ごみとして出してください。



困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐ相談！

◇消費生活センター（☎287-0858）

◇消費者ホットライン（☎188）

年金事務所（☎231局2283）
ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）、水戸北

■問い合わせ

令和8年度中に追納する際の保険料は、下表のとおりです。

▼保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、早目の追納をお勧めします。なお、令和8年度中に追納する際の保険料は、下表のとおりです。

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成28年度の月分	16,850円	12,630円	8,420円	4,210円
平成29年度の月分	17,070円	12,800円	8,530円	4,260円
平成30年度の月分	16,900円	12,670円	8,450円	4,220円
令和元年度の月分	16,950円	12,720円	8,470円	4,240円
令和2年度の月分	17,070円	12,800円	8,530円	4,260円
令和3年度の月分	17,110円	12,830円	8,550円	4,270円
令和4年度の月分	16,990円	12,740円	8,490円	4,250円
令和5年度の月分	16,770円	12,580円	8,380円	4,190円
令和6年度の月分	16,980円※	12,730円※	8,490円※	4,240円※
令和7年度の月分	17,510円※	13,130円※	8,750円※	4,380円※

※追納加算額はありません。

▼追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間（例えば、令和8年4月分の免除等分については令和18年4月末まで）に限りです。

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が軽減されます。

国民年金
だより
「追納制度」
国民年金保険料の

